

第4章 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）（以下、技術指針という。）の「第 5 環境影響評価の項目の選定」に基づき、対象事業に係る工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用における各影響要因により、影響を受けるおそれがある大気環境、水環境、自然環境等の中の各環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定する。

対象事業内容を踏まえ、技術指針の「別表 1-1 影響要因の細区分」における各影響要因に対する該当状況を表 4-1 に示す。

表 4-1 各影響要因に対する該当状況と該当する環境要素の関連性

影響要因 の区分	技術指針別表1-1の 影響要因の細区分	該当 区別	対象事業の該当状況
工事の実施	重機の稼働	○	施設の建設に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	施設の建設に伴い、建設資材や建設機械の運搬用車両が運行する。
	樹木の伐採・処理	○	施設の建設に伴い、現存する植栽樹林や竹林等の伐採・処理を行う。
	土地の造成	○	対象事業実施区域は、既にごみ焼却施設整備に向けた切土造成地となっており、施設の建設に伴い、地盤の整地を行う。
	発破	×	対象事業実施区域は、既に土地の造成がなされた平坦地形であり、切土工事等に伴う発破作業は行わない。
	地盤改良	×	対象事業実施区域は、過去に旧焼却施設（処理能力：200t/日）が存在しており、十分な地耐力を有していると考えられるため、地盤改良は行わない。
	工作物の建設	○	ごみ焼却施設等を建設する。
	既存工作物の改修・撤去	×	対象事業実施区域にはプラスチック圧縮梱包施設が存在するが、既設工作物の改修・撤去は行わない。
	工事用道路等の建設	×	対象事業実施区域は、既に進入路が整備されており、新たな工事用道路等の建設は行わない。
	土砂の採取	×	施設の建設に際して、対象事業実施区域内においてコンクリート骨材採取や埋立て土砂等の採取を目的とした土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理等	○	施設の建設に際して、建設残土や濁水処理に伴う汚泥が発生する。
土地又は工 作物の存在 及び供用	造成地の存在	○	施設の建設に伴い、造成地が整備される。
	工作物の存在	○	ごみ焼却施設等が存在する。
	土地の利用	×	対象事業実施区域は、現在、プラスチック圧縮梱包施設、造成後の裸地、芝地及び植栽樹林等のごみ焼却施設整備に向けた土地利用形態であり、施設の存在及び供用に伴う土地の利用形態の変更はない。
	工作物の供用・稼働	○	ごみ焼却施設等を供用・稼働する。
	発生車両の走行	○	施設の供用・稼働に関わる関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	施設の供用・稼働により、人の健康に有害な物質の使用・排出は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	施設の供用・稼働により、生活排水処理に伴い汚泥が発生する。
	取水用水	×	施設の供用・稼働による地下水の揚水量は、現在利用している既設井戸からの揚水量とほぼ同程度を見込んでおり、また河川水の取水等は行わない。
	エネルギーの使用	○	施設の供用・稼働に伴うエネルギーは、電力で賄い、一部補助燃料を使用する。
	緑化等	○	施設の整備に伴い、法面等の緑化を行う。

表 4-1 の整理結果を踏まえ、環境影響評価の対象項目の選定を表 4-2、環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由を表 4-3 (1)～(8)に示す。

選定した環境項目は大気質、騒音、振動、悪臭、水質(地下水の水質を除く)、土壌、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計 11 項目とした。

表 4-2 環境影響評価の対象項目の選定

環境要素					影響要因	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用						
						重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生処理等	造成地の存在	工作物の存在	工作物の供用・稼働	関係車両の走行	廃棄物の発生・処理	エネルギーの使用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物									○				
				窒素酸化物	○	○						○	○				
				浮遊粒子状物質	○	○						○	○				
				一酸化炭素													
				光化学オキシダント													
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロチレン、ジクロロメタン													
				ダイオキシン類								○					
			大気汚染防止法規制対象物質・指定物質								○						
			粉じん等	○			○										
		騒音	騒音	○	○						○	○					
		振動	振動	○	○						○	○					
		低周波音	低周波音														
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等								○						
	水環境	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度				○			○						
				水の汚れ (化学的酸素要求量等)							○						
				溶存酸素													
				全窒素、全磷							○						
				健康項目													
				ダイオキシン類													
			排水基準項目														
			要監視項目														
			水質基準項目														
			水道水質基準監視項目、快適水質項目														
			濁り(浮遊物質質量)					○				○					
			塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等														
			水底の底質	環境基準項目													
				排水基準項目													
				要監視項目													
				水底土砂の判定基準													
				硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等													
		地下水の水質及び水位	環境基準項目														
			排水基準項目														
			要監視項目														
			水質基準項目														
			水道水質基準監視項目、快適水質項目														
			水素イオン濃度、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等														
		その他の環境	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性													
			地盤	地盤沈下量													
			土壌	環境基準項目													
				ダイオキシン類									○				
			日照障害	大気汚染防止法規制対象物質・指定物質										○			
				目影時間及び日影範囲													
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地													
陸生植物			植物相、植生、重要な種及び群落														
水生生物			動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落						○	○			○				
生態系			地城を特徴づける生態系						○	○			○				
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場															
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所															
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観									○	○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物						○	○		○			○			
	温室効果ガス等	温室効果ガス										○	○		○		
		オゾン層保護法規制対象物質															

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。

表 4-3 (1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

環要要因			環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 地盤改良 工作物の建設 廃棄物の発生処理等	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	三重県における大気環境中の二酸化硫黄の濃度は、近年低濃度で推移しており、環境基準及び三重県の環境保全目標とも達成している。 また、ガソリン、軽油の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年、環境庁告示第64号)に基づき規制が図られている。 以上のことから、重機の稼働、工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設に用いられる車両からの排出量は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられるため、項目から除外した。
				窒素酸化物	○	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
				浮遊粒子状物質	○	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
				一酸化炭素	×	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、工作物の建設に用いる車両から発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられる。これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年、環境庁告示第64号)に基づき、また一酸化炭素及び炭化水素は、「自動車ガスの量の許容限度」(昭和51年、環境庁告示第1号)に基づきそれぞれ規制が図られている。
				光化学オキシダント	×	以上のことから、これらの車両からの排出量は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられるため、項目から除外した。
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、重機の稼働、土地の造成に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。
				ダイオキシン類	×	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工事中の重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行による騒音及び振動による環境影響が考えられるため、選定した。
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)		×	工事計画において、低周波音を発生させる切土工事等に伴う発破作業は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			粉じん等		○	工事計画において、対象事業実施区域内に悪臭を発生させる物質等の持込や行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		騒音	騒音		○	
		振動	振動		○	
		低周波音	低周波音		×	
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等		×	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

環要素要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度	○	工作物の建設におけるコンクリート打設により、沢水の水素イオン濃度（pH）への影響が考えられるため、選定した。
				水の汚れ(化学的酸素要求量等)	×	工事計画において、これらの水質項目に対して影響を及ぼす排水は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
				溶存酸素	×	
				全窒素、全磷	×	
				健康項目	×	
				ダイオキシン類	×	
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水質基準項目	×		
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
	水の濁り(浮遊物質質量)	○	土地の造成により、濁水の発生による環境影響が考えられるため、選定した。			
	樹木の伐採・処理 土地の造成 地盤改良	水底の底質	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×	工事計画において、これらの水質項目に対して影響を及ぼす排水は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	
			環境基準項目	×	工事計画において、浚渫、化学薬品を用いた地盤改良等、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	
	排水基準項目		×			
	要監視項目		×			
	水底土砂の判定基準		×			
	工作物の建設 廃棄物の発生処理等	地下水の水質及び水位	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×	工事計画において、これらの水質項目等に対して影響を及ぼす排水等は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	
			環境基準項目	×		
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水質基準項目	×		
	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	水道水質基準監視項目、快適水項目	×	工作物の建設におけるコンクリート打設により、沢水の水素イオン濃度（pH）への影響が考えられるが、地下水への浸透による影響が生じるほどではないと考えられることから、項目から除外した。	
			水素イオン濃度、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×		
			×	工事計画において、対象事業実施区域には重要な地形及び地質は存在せず、また既に造成がなされた平坦な地形であるため、工事の実施が法面や斜面等の土地の安定性に影響を及ぼすことはなく、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。		
	地盤	地盤沈下量	×	工事計画において、地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水は行なわず、また、地盤沈下の要因となる厚い軟弱地質（粘性土）は存在せず、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。		

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。

対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (3) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因			環要素	対象項目	選定理由及び除外理由
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理	土壌	環境基準項目	×	工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はない。 一般に、岩石には自然由来の重金属が含まれていることがあり、土地の造成において、対象事業区域内に分布する花崗岩および風化花崗岩を対象とした掘削工事や掘削土砂の盛土材料への転用した場合、工事箇所から規制基準値を超過した重金属が溶出し、周辺地下水や河川に影響を与える可能性が考えられる。 このため、工事計画立案前に、事前調査として現地の地質を対象に土壌環境基準項目に係る含有量及び溶出試験を行い、その安全性を確認する計画である。 この事前調査において、土壌の環境基準を超える濃度が検出された場合は、選別して適切な現場管理を行うとともに、関係法令等に基づき処理、処分するため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			ダイオキシン類	×	工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	土地の造成	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	地盤改良	電波障害	電波の受信の状態	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して電波障害を発生させるような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	工作物の建設	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	×	対象事業実施区域は、プラスチック圧縮梱包施設、造成後の裸地、芝地及び植栽樹林等のごみ焼却施設整備に向けた土地利用形態であり、人工的な環境基盤に適応した陸上動物が主体となっているものと考えられる(写真4-1参照)。 工事の実施による土地の改変は、対象事業実施区域内に限定されること、工事用車両の走行ルートは、現在のごみ収集車両の運行ルートと同様であるため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	廃棄物の発生処理等				
		陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	×	対象事業実施区域は、ごみ焼却施設整備に向けた土地利用形態であり、芝地及び植栽樹林等の人為管理による植生が一部にみられる程度である(写真4-1参照)。 工事の実施に伴い、一部の植栽樹林等の伐採は伴うものの、造成後の適所には在来種等による緑化を速やかに施し、外来種の侵入を抑制するため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (4) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因			環要素	対象項目	選定理由及び除外理由
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 地盤改良 工作物の建設 廃棄物の発生処理等	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	土地の造成による濁水の発生、工作物の建設におけるコンクリート打設に伴う沢水の水素イオン濃度（pH）の変化により、水生生物の生息・生育環境への影響が考えられるため、選定した。
		生態系	地域を特徴付ける生態系	○	土地の造成による濁水の発生、工作物の建設におけるコンクリート打設に伴う沢水の水素イオン濃度（pH）の変化により、水生生物を軸とした水域生態系への影響が考えられるため、選定した。
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	資材の運搬に伴う工事用車両の走行ルート沿道付近には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	対象事業実施区域には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。また、工事計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設が景観に及ぼす影響は一時的であるため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建築工事等に伴う副産物	○	樹木の伐採・処理に伴う伐採木、土地の造成に伴う建設発生土及び濁水処理に伴う汚泥等の建設副産物の発生が考えられるため、選定した。
		温室効果ガス等	温室効果ガス	×	重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の温室効果ガスの発生が考えられるものの、使用する台数は少なく、排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			オゾン層保護法規制対象物質	×	工事計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。

対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (5) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(存在及び供用)

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 工作物の供用・稼働 発生車両の走行 廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化等	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	○	工作物の供用・稼働において排出される硫黄酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
				窒素酸化物	○	工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
				浮遊粒子状物質	○	工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
				一酸化炭素	×	工作物の供用・稼働において排出されるダイオキシン類、塩化水素及び水銀による環境影響が考えられるため、選定した。 なお、関係車両の走行に伴い車両から発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられる。これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年、環境庁告示第64号）に基づき、また一酸化炭素及び炭化水素は、「自動車ガスの量の許容限度」（昭和51年、環境庁告示第1号）に基づきそれぞれ規制が図られていることから、項目から除外した。
				光化学オキシダント	×	
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
				ダイオキシン類	○	
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)		○	
			粉じん等		×	工作物の供用・稼働において、粉じん等が発生させる施設はなく、発生車両は舗装道路のみを走行するため、粉じんの巻き上げはほとんどないと考えられることから、項目から除外した。
		騒音	騒音	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工作物の供用・稼働、関係車両の走行による騒音及び振動の発生が考えられるため、選定した。	
		振動	振動	○		
		低周波音	低周波音	×	工作物の供用・稼働において、施設から発生する低周波音による影響は小さく、また施設と最寄りの環境保全対象施設との距離は、約250m離れており、供用・稼働した場合でも現状の環境を大きく変化させることはないと考えられることから、項目から除外した。	
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	○	工作物の供用・稼働により発生する悪臭の発生が考えられるため、選定した。	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。

対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (6) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(存在及び供用)

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度	○	工作物の供用・稼働により、施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水が公共用水域へ放流されるため、生活排水に関わる項目として、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、全窒素、全リン及び浮遊物質量の項目について選定した。 その他の水質項目等に対しては、影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した
				水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	○	
				溶存酸素	×	
				全窒素、全リン	○	
				健康項目	×	
				ダイオキシン	×	
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水質基準項目	×		
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
	水の濁り(浮遊物質量)	○				
	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×				
	工作物の存在 工作物の供用・稼働	水底の底質	環境基準項目	×	施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水は公共用水域に放流するが、その放流量は少量であり、これらの底質項目に対して影響を及ぼすほどではないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水底土砂の判定基準	×		
			硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×		
	発生車両の走行 廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化等	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	工作物の供用・稼働による地下水の揚水は、現在利用している既設井戸からの揚水量とほぼ同程度であり、また河川水の取水の計画はない。 対象事業実施区域は、プラスチック圧縮梱包施設、造成後の裸地、芝地及び植栽樹林等のごみ焼却施設整備に向けた土地利用形態であり、工作物の存在による土地利用形態の変更は小さく、流出係数の変化が地下水位へ影響を及ぼすことはないと考えられる。 また、既往の地質調査結果によると、対象事業実施区域の地下水は、調査深度内(約12～24m)においてはほとんど分布していないものと考えられ、地下構造物が地下水位に影響を及ぼすことはないと考えられる。 したがって、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水質基準項目	×		
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
			塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×		
	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	×	対象事業実施区域は、過去に存在した旧焼却施設を完全撤去後、層厚約3.5mまでの盛土を実施し、ごみ焼却施設整備に向けた平坦な切土造成地であり、さらに整地されることから、土地の安定性は確保されている。 したがって、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。		

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (7) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(存在及び供用)

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 工作物の供用・稼働 発生車両の走行 廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化等	地盤	地盤沈下量	×	工作物の供用・稼働による地下水の揚水は、現在利用している既設井戸からの揚水量とほぼ同程度であり、地盤沈下への影響はないものと考えられる。対象事業実施区域内の地質は、地表部に盛土層、その下位に第三紀鮮新世の東海層群大泉累層が分布し、東海層群は、粘性土層と砂質土層が互層を形成する締まりの良い砂や硬質な粘性土の地層構成となっている。地盤沈下の要因となる厚い軟弱地質（粘性土）は存在せず、地盤沈下の発生はないものと考えられる。したがって、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		土壌	環境基準項目	×	工作物の供用・稼働において排出されるダイオキシン類及び水銀が土壌中に沈着する環境影響が考えられるため、選定した。
			ダイオキシン類	○	
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	○	
		日照障害	日影時間及び日影範囲	×	施設利用計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、また、施設と最寄りの環境保全対象施設との距離は、約250m離れているため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		電波障害	電波の受信の状態	×	施設計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して電波障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	×	対象事業実施区域は、ごみ焼却施設整備に向けた人工的な環境基盤からなる土地利用形態であり(写真4-1参照)、供用後においても現況と類似した生息環境となること、また、関係車両の走行ルートは、現在のごみ収集車両の運行ルートと同様であるため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	×	対象事業実施区域は、ごみ焼却施設整備に向けた土地利用形態であり、芝地及び植栽樹林等の人為管理による植生が一部にみられる程度であり(写真4-1参照)、供用後においても在来種等による緑化等により現況と類似した生育環境となるため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水が公共用水域へ放流されることから水生生物の生息・生育環境への影響が考えられるため、選定した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。

対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4-3 (8) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(存在及び供用)

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 工作物の供用・稼働 発生車両の走行 廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化等	生態系	地域を特徴付ける生態系	○	施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水が公共用水域へ放流されることから水生生物を軸とした水域生態系への影響が考えられるため、選定した。
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	関係車両の走行ルート沿道付近には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		歴史的な文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	対象事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。また、施設利用計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	○	造成地の存在、工作物の存在による景観への影響が考えられるため、選定した。
		廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	廃棄物の発生・処理の過程において、焼却灰等の廃棄物が発生するため、選定した
		温室等効果ガス	温室効果ガス	○	工作物の供用・稼働、関係車両の走行及びエネルギーの使用に伴い、温室効果ガスが発生するため、選定した。
			オゾン層保護法規制対象物質	×	施設利用計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界

写真 4-1 対象事業実施区域及び周辺の自然環境の状況



No.1 (対象事業実施区域内を撮影、前面は芝地)



No.2 (南西側より施設方向を撮影)

